

新規開業特例について

各要請期の開始日時点で開店より1年未満の店舗が協力金単価を算出するのに十分な営業期間が取れない場合は、次の特例により基準額を算出することができます。次のいずれかの方法で、『1日当たりの売上高』を計算してください。売上高は消費税・地方消費税を除いた額を用います。

《1日当たりの売上高》

第5期

【9月方式】

営業開始日～令和3年8月31日の売上高の合計÷
営業開始日～令和3年8月31日の暦日数

【時短要請日方式】

営業開始日～令和3年9月12日の売上高の合計÷
営業開始日～令和3年9月12日の暦日数

新型コロナ・災害等特例について

各要請期の開始日時点で開店より2年未満または令和2年1月1日以降に開店した店舗が、令和元年10月の台風19号や新型コロナウイルス感染症などの影響により令和2年7～9月の売上高が著しく低い場合は、令和元年または令和2年の1日当たりの売上高を基に協力金単価を求めることができます。

次のいずれかの方法で、『1日当たりの売上高』を計算してください。売上高は消費税・地方消費税を除いた額を用います。

《1日当たりの売上高》

【令和元年に開店した場合】

営業開始日～令和元年12月31日の売上高の合計÷
営業開始日～令和元年12月31日の暦日数

【令和2年に開店した場合】

営業開始日～令和2年12月31日の売上高の合計÷
営業開始日～令和2年12月31日の暦日数

特例が適用される店舗も「1日当たりの売上高」によって、申請方法を選ぶことができます。

●簡易申請⇒83,333円(税抜き)以下の店舗

○通常申請⇒83,333円(税抜き)を超える店舗

※申請方法や支給額の算出方法は、チラシ、市ホームページ、各要請期の売上高情報シートで必ず確認をしてください。